

伊勢市公園施設長寿命化計画について

平成 26 年 3 月策定

令和 4 年 2 月改定

伊勢市 都市整備部 維持課

1. 公園施設長寿命化計画策定の目的

近年の都市公園においては、施設の老朽化等に伴う劣化や損傷が多くみられ、子どもをはじめ利用者の安全確保を最優先とすることが必要であり、このような施設についてはより厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められています。

伊勢市が管理する公園は高度成長期から順次整備し、30年以上経過している公園もあり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。

このため、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化を目指すことを目的としています。

2. 都市公園整備状況

(平成25年8月31日現在)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人あたり都市公園面積
216箇所	126.53ha	9.7㎡

3. 計画期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

4. 計画対象公園

風致	運動	総合	地区	近隣	街区	その他	合計
1	3	3	1	4	204	0	216

5. 計画対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	運動 施設	教養 施設	便益・ 管理施設	遊戯 施設	その他	合計
21	14	143	290	6	749	1056	58	2337

6. 計画の策定

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)(H24年4月)」に準じて、計画検討対象施設の健全度判定をするため、平成24年11月から平成26年3月までの期間に現地調査を実施するとともに、その結果を踏まえて各公園施設の判定を行いました。

【事後保全型管理施設】

施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する施設。

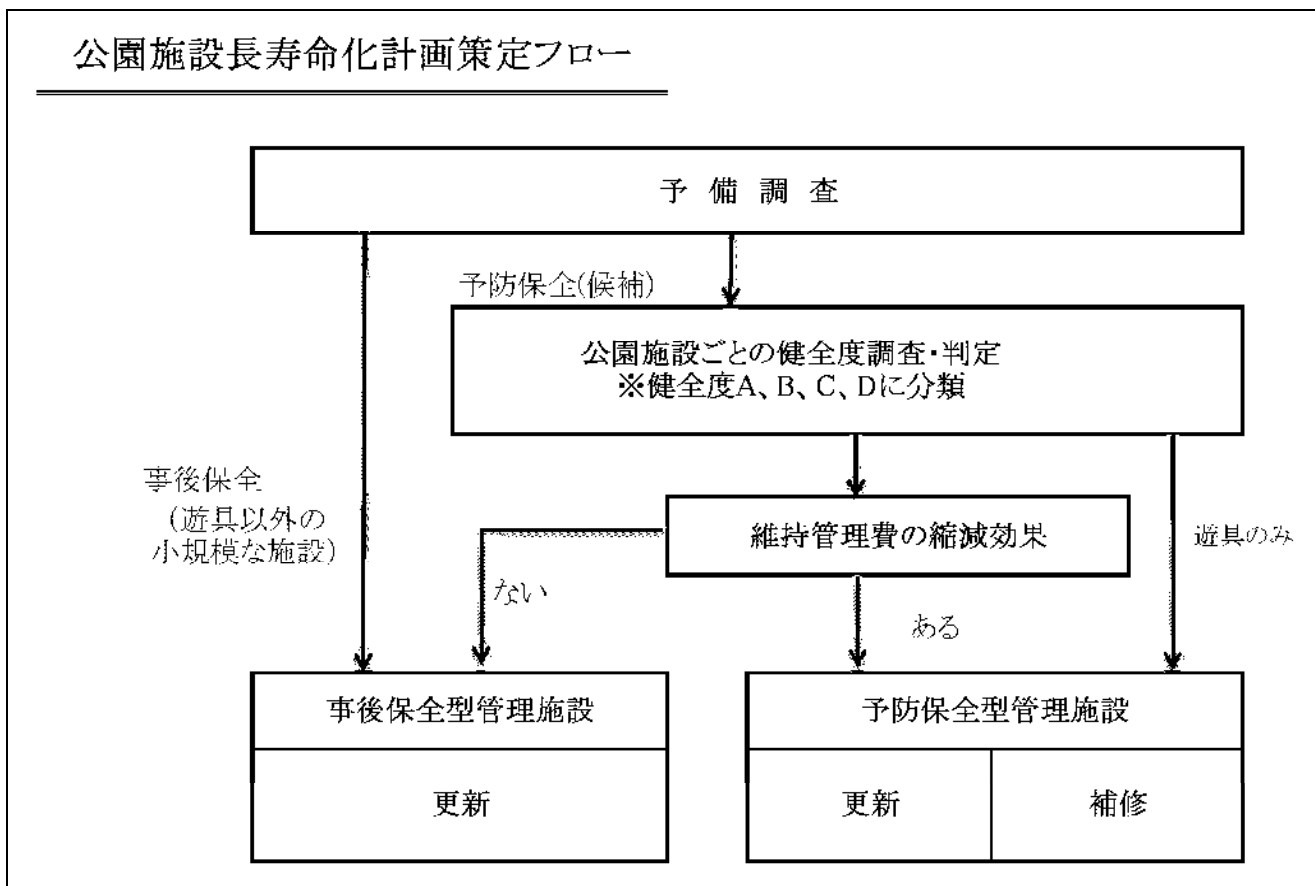
【予防保全型管理施設】

施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する施設。

【健全度判定基準】

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全である。・緊急な補修の必要はないので、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。・緊急な補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none">・全体的に劣化が進行している。・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none">・全体に顕著の劣化が見られる。・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

公園施設長寿命化計画策定フロー



●健全度判定結果

施設区分	施設数	A判定	B判定	C判定	D判定
園路広場	21	8	3	9	1
修景施設	14	1	6	7	0
休養施設	143	29	88	26	0
運動施設	290	251	25	14	0
教養施設	6	6	0	0	0
便益・管理施設	749	150	405	193	1
遊戯施設	1056	191	303	558	4
その他	58	24	32	2	0
合計	2337	660	862	809	6

7. 年次計画について

伊勢市の公園はこれまで、人口増加に合わせて順次整備してきました。その改築時期も同様に順次訪れるものであるが、施設の健全度を見ながら、整備等の更新時期が重ならないよう、更新費用の平準化を図ります。

修繕、更新の時期は、健全度判定結果を踏まえませんが、伊勢市の都市公園は216箇所と非常に多く、健全度評価がC・D判定の施設も非常に多くあります。通常は緊急度の高い施設は、対象期間の前半に整備するものでありますが、その場合、対象期間の前半に整備費用が過度に偏ることとなるため、本計画では健全度判定C・D判定の施設は、緊急度を考慮した優先順位のもとに10年間で整備し、健全度判定A・B判定の施設は、後半4年間で補修等の整備を行います。

基本的に公園単位で整備を行い、緊急度の高い判定結果のある施設を備えている公園から整備を行います。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
整備公園数 【箇所】	8	6	4	5	6	8	11	23	13	12	96
整備施設数 【施設】	37 (30)	24 (20)	14 (12)	25 (21)	25 (21)	30 (25)	23 (21)	62 (40)	37 (37)	40 (40)	317 (267)
概算整備費 【千円】	37,080	23,710	15,514	21,738	21,735	21,388	21,550	67,500	39,000	36,000	305,215

※整備施設数の()は、更新後の施設数。

8. 長寿命化対策の実施効果

○単年度あたりの維持管理費の縮減額

$$\begin{array}{l} \text{長寿命化対策をしない場合の年当たり費用 (32,116 千円) -} \\ \text{長寿命化対策をした場合の年当たり費用 (22,438 千円) = 9,678 千円} \end{array}$$

※長寿命化対策をしない場合の年当たり費用は、更新費用を使用制限期間で除した金額とする。

※長寿命化をした場合の年当たり費用は、定期的な補修により使用制限期間が延びるので、「更新費用+(補修費用×補修回数)」を延命した使用制限期間で除した金額とする。

処分制限期間経過直後で更新した場合と比べ、単年度あたり、9,678 千円のコスト縮減を図ることができます。